

◆ご家族に関する届出・申請

次の制度に該当する場合がありますので、担当課にご相談ください。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	支総 所合	支 所
保険	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険資格適用開始届(74歳まで)	・世帯主、加入する方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	○	○
		国民年金の変更届	・加入していた健康保険の資格喪失証明書 ・来庁する方の身分証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国民健康保険に加入して世帯主が変わる方	国民健康保険資格変更届	・新世帯主、国保加入者全員のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・来庁する方の身分証明書 ・国民健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

◆未成年のお子さまがいる場合

次の制度に該当する場合がありますので、担当課にご相談ください。

区分	制度	内容	該当	受付済	受付窓口		
					担当課	支総 所合	支 所
手当	児童手当	父または母の死亡により、請求者が父(母)親から母(父)親にかわる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館2F 13番窓口 0596-21-5561	○	○
	児童扶養手当	ひとり親家庭の親等に手当を支給する制度があります。(所得制限があります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—
給付金ほか	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度があります。(事前相談が必要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館2F 13番窓口 0596-21-5713	—	—
	高等職業訓練促進給付金	看護師等、専門的な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活の負担軽減を図ります。(事前相談が必要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭への貸付制度があります。(事前相談が必要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—
中学校	就学援助制度	公立の小・中学校に通う児童生徒がいる経済的に困りのお家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を助成する制度があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 学校教育課 (小俣総合支所2F) 0596-22-7879	小俣のみ	—
幼稚園	保育料	ひとり親家庭となった場合「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 (小俣総合支所2F) 0596-22-7875	小俣のみ	—
保育所	保育料	ひとり親家庭となった場合「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。保育料が変更となる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育課 東館2F 12番窓口 0596-21-5579	—	—
医療・年金	国民健康保険	社会保険などに加入できない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	○	○
	一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親及び子どもに対する医療費助成制度があります。(所得制限があります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	○	—
	国民年金	配偶者の扶養から外れる場合は、国民年金の種別変更をする必要があります。免除申請もできます。(所得制限があります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○
障がい	特別児童扶養手当	父または母の死亡により、請求者が父(母)親から母(父)親にかわる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5558	○	—

※休日死亡届をされた場合は、これらの手続きをしていただくことはできません。お手数ですが、窓口の開いている時間に手続きにお越し下さい。
窓口の開いている時間 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日を除く)、月曜日(本庁のみ)は19:00まで延長

◆その他(市役所、総合支所、支所では、取り扱いできません。関係するところに直接お問い合わせください。)

制度	内容
電気、ガスや電話などの名義変更等	契約先で手続きが必要ですので、直接お問い合わせください。
土地・建物の相続登記	土地や建物の相続により、登記の名義を変更するためには、不動産の所在地を所管する法務局に所有権移転登記の申請が必要です。詳しくは、法務局に直接お問い合わせください。(法務局ホームページ参照)

手続きご案内シート



死亡の事実を知った日を含め7日以内に届出してください

※戸籍住民課、各総合支所(生活福祉課)、各支所で手続きができます

<死亡届の届出人>

- 1 親族 (6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族)
- 2 同居者
- 3 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人のいずれかとなっています。

<届出に必要なもの>

- ◆死亡届(死亡診断書を含む)
※用紙は病院に備え付けてあります。
- ◆届出人の印鑑(認印)
火葬許可証をお渡しします。
火葬日時を仮予約してからご来庁いただくことをお勧めします。(斎場 TEL 0596-28-5120)

死亡届をされたご親族の皆さまへ

お届けいただきました死亡届に伴いまして、次の手続きが必要な場合があります。

亡くなられた方が該当される場合は、ご葬儀等を終えられたのち、ご都合のつく時に手続きをお願いいたします。(死亡届を提出された際に手続きを済ませられた場合は、再度の手続きは必要ありません)

なお、住民登録が伊勢市外の方は、住民登録のある市区町村にて手続きを行ってください。

伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30～17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。



◆亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
住所・戸籍	・印鑑登録をしていた方 ・自動交付機用カードをお持ちの方	各カードの返還 ・印鑑登録証 ・いせ市民カード ・おばたタウンカード	・印鑑登録証 ・いせ市民カード ・おばたタウンカード	□	□	戸籍住民課 本館1F 1番窓口 0596-21-5547	○	○
	住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返還	住民基本台帳カード	□	□			
年金	国民年金	未支給年金の請求または死亡届	年金証書 など	□	□	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○
	厚生年金	※年金事務所(旧社会保険事務所)へ手続きが必要です 直接おたずねください 0596-27-3601		□	□	—	—	—
	共済年金	※共済組合へ手続きが必要です 各共済組合に直接おたずねください		□	□	—	—	—
	農業者年金	※農協(年金を受取っていた支店)へ手続きが必要です		□	□	—	—	—
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険資格適用終了届	・国民健康保険被保険者証 ・世帯主のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・来庁する方の身分証明書	□	□	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5646	○	○
		国民健康保険料の精算						
		葬祭費の支給申請	・申請者(葬祭を行った方)の印鑑 ・預金通帳等 ・来庁する方の身分証明書	□	□			
	高額療養費などの支給申請 ※高額な医療費の支払いをしていた場合	・医療を受けた方の領収証 ・預金通帳等 ・印鑑(相続人) ・来庁する方の身分証明書	□	□				
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返還	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	□	□				
後期高齢者医療制度に加入している方	葬祭費の申請手続き	・申請者(葬祭を行った方)の印鑑 ・預金通帳等 ・葬祭執行者を確認できるもの		□	□	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5552	○	○
	後期高齢者医療保険料の精算手続き	・申請者(相続人)の印鑑 ・預金通帳等 ・本人確認できるもの		□	□			
	高額療養費等振込口座の確認	・申請者(相続人)の印鑑 ・預金通帳等		□	□			
福祉医療費助成制度の受給資格者	福祉医療費受給資格証の返還 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません	・福祉医療費受給資格証 ・印鑑(来庁者)		□	□	医療保険課 東館1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○
	医療費振込口座の確認	【変更する場合】 ・印鑑(相続人) ・預金通帳(相続人名義)		□	□			

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
介護	介護保険に加入している方	介護保険被保険者証等の返還	・介護保険被保険者証(ピンク色) ・介護保険負担割合証	□	□	介護保険課 東館1F 10番窓口 0596-21-5564	○	○
		介護保険資格喪失手続き	届出人の本人確認できるもの	□	□			
		介護保険料の精算手続き	・介護保険被保険者証(ピンク色) ・申請者(相続人)の本人確認できるもの・印鑑・預金通帳等	□	□			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳をお持ちの方は、死亡された方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	□	□	高齢・障がい福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5558	○	—
	障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当	手当の資格喪失(死亡)	・印鑑(届出者) ・配偶者等の普通預金口座情報(詳しくは担当課へお問い合わせください)	□	□			
障がい・高齢	タクシー料金助成券(利用券)をお持ちの方	タクシー料金助成券(利用券)を返還	タクシー料金助成券(利用券)	□	□	高齢・障がい福祉課 東館1F 9番窓口 0596-21-5559	○	○
高齢	寿バス乗車券をお持ちの方	寿バス乗車券の返還	寿バス乗車券	□	□			
水道・下水道	水道・下水道を使用している方	・使用者名義の変更、納入者の変更 ・世帯人数の変更(下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯)	※担当課へお問い合わせください	□	□	上下水道部料金課(上下水道窓口) 本館1F 6番窓口 0596-42-1501	二見のみ	○
	下水道事業受益者負担金を納付中の方	・受益者の変更 ・納入者の届出	※担当課へお問い合わせください	□	□			
税	土地または家屋をお持ちの方	・現所有者の届 ・未登記家屋の名義変更の届	※担当課へお問い合わせください	□	□	課税課 本館1F 4番窓口 0596-21-5532、5533	○	○
	軽自動車、バイク、原付、小型特殊(トラクターなど)をお持ちの方	名義変更・廃車の手続き	車種・変更方法により手続き先が異なるので担当課へお問い合わせください	□	□	課税課 本館1F 3番窓口 0596-21-5531	○	○
	住民税(市・県民税)が課税されている方	相続人代表者指定の届	※担当課へお問い合わせください	□	□	課税課 本館1F 5番窓口 0596-21-5534	—	—
	納税していた方	今後の納税に関する各種手続き(口座登録の変更または廃止等)	・亡くなられた方の納税通知書 ・通帳 ・口座届出印(口座登録の状態により、お持ちいただく通帳等が異なりますので担当課へお問い合わせください)	□	□	収納推進課 本館1F 2番窓口 0596-21-5536、5718、5537	○	○

◆○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。